

和歌山県外国語表記ガイドライン (第1版)

平成28年3月

-目次

- 1 目的
- 2 案内表示の分類
- 3 表記言語
- 4 対訳語一覧①（県内観光地名）
対訳語一覧②（共通単語・文例）

1 目的

平成25年6月11日の観光立国推進閣僚会議において決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」において、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等について、外国人目線に立った各分野に共通するガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図ることとされたところである。

平成26年3月、上記趣旨に沿って、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（以下「観光庁ガイドライン」という。）が作成された。

当該観光庁ガイドラインを踏まえ、本県で進めるべき外国語対応の実践について、県内市町村、観光関係事業者及び公共交通機関等の各分野に共通する指針、特に対訳語一覧を定めるものである。

2 案内表示の分類

■ タイプA（禁止・注意を促す）

例：立入禁止、危険、禁煙、飲食禁止

■ タイプB（名称・案内・誘導・位置を示す）

例：駅名表示、路線図、施設名称表示

■ タイプC（展示物等の理解のために文章で解説を行う）

例：展示物の作品解説

■タイプA（禁止・注意を促す）



■タイプB（名称・案内・誘導・位置を示す）



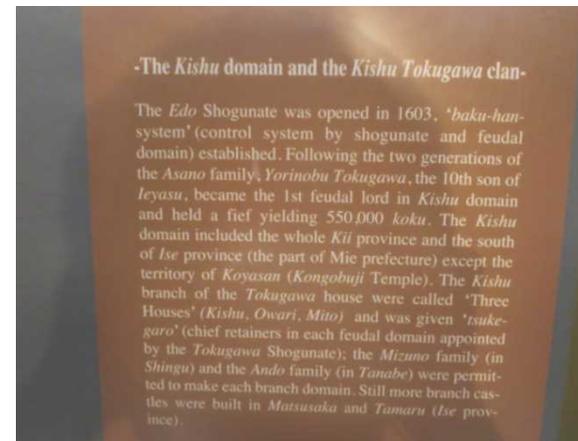
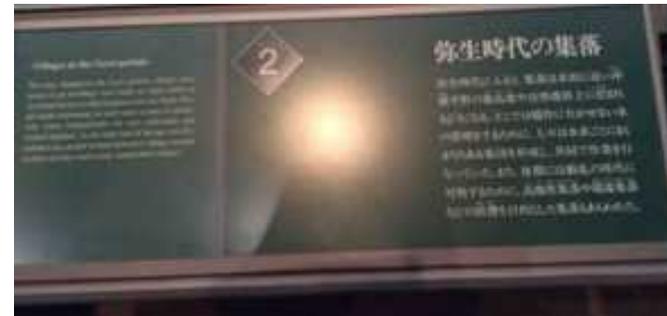
■タイプB（名称・案内・誘導・位置を示す）



■タイプB（名称・案内・誘導・位置を示す）



■タイプC（展示物等の理解のために文章で解説を行う）



3 表記言語

■ タイプA（禁止・注意系）

ピクトグラムを活用し、英語併記を基本とする。

■ タイプB（名称系、誘導系、複合系）

ピクトグラムを活用し、英語併記を基本とする。

■ タイプC（解説系）

英語併記を基本とする。

※公益財団法人「交通エコロジー・モビリティ財団」作成のピクトグラムを参照する。

※整備主体において中国語、韓国語その他英語以外の言語を併記することは妨げない。

4 対訳語一覧

観光庁ガイドラインで示された対訳方針を踏まえ、県内観光地等に対する具体的な対訳を以下のとおり定める。
なお、本対訳については、随時更新を行うものである。

- 対訳語一覧①（県内観光地名称）
- 対訳語一覧②（共通単語・文例）